

小規模多機能型居宅介護事業所のご利用にあたって

福の種株式会社

小規模多機能型居宅介護事業所 ケセラ介良

小規模多機能型居宅介護事業所 ケセラ介良 利用契約書

様（以下「利用者」という。）と福の種株式会社（以下「事業者」という。）は、事業者が運営する小規模多機能型居宅介護事業所ケセラ介良（以下「事業所」という。）の利用に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法関係法令の定めるところにより、利用者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、小規模多機能型居宅介護サービスを提供し、利用者は、そのサービスに対する料金を事業者に支払うものとします。

（契約期間）

第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護（支援）認定有効期間の満了日が更新された場合は、変更後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。

2 前項の規程にかかわらず、契約期間満了の30日前までに、利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は自動的に更新され、以後も同様とします。

（小規模多機能型居宅介護計画等の決定・変更）

第3条 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されている場合には、それに沿って、利用者の小規模多機能型居宅介護計画等（以下、ケアプラン）を作成するものとします。

2 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、利用者の心身の状況把握並びに希望及びそのおかれた環境等を踏まえて、支援の目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したケアプランの作成を行います。

3 事業者は、ケアプランについて利用者及び代理人に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

4 事業者は、利用者に係るケアプランの変更の必要があると認められた場合には、利用者及び代理人と協議して、ケアプランを変更するものとし、利用者及び代理人に対して説明し、その内容を確認するものとします。

（小規模多機能型居宅介護サービス等の内容及びその提供）

第4条 事業者は、ケアプランの趣旨に沿って通い、泊まり、訪問を計画し事業所並びに居宅において、利用者に対し食事、排泄、入浴、日常生活上の介助等の介護サービスを提供するものとします。又、ケアプランが作成されるまでの期間も、利用者の希望、状態等に応じて適切なサービスを提供します。

2 利用者が利用できるサービスは別紙「重要事項説明書」の通りです。事業者は、それに定めた内容を利用者及び代理人に説明し、同意を得るものとします。

3 事業者は、サービスの提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。又、やむを得ず身体拘束を必要と判断した時は、利用者又は代理人の同意の基に行います。

（要介護認定の申請に係る援助）

第5条 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の更新申請を利用者に代わって行います。

（サービス提供の記録）

第6条 事業者は、小規模多機能型居宅介護等の提供に関する記録を作成することとし、契約終了5年間保存します。

2 利用者又は代理人は、事業者に対しいつでも前項の記録の閲覧及びコピーの提供を求められます。

- 3 前項の規定により利用者又は代理人がコピーの提供を求める場合、事業者は実費相当額を請求者に請求することができます。

(サービス利用料金)

- 第7条 利用者は、サービスの対価として、「重要事項説明書」に定める料金を基に計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の利用料金の合計額を、請求書に明細を付して、翌月12日頃に利用者又は代理人に通知します。
- 3 利用者は、当月の利用料金の合計額を請求書にて確認した上で、翌月25日までに口座振替（銀行からの引き落とし）の方法で事業者に支払うものとします。ただし、口座振替が困難な場合には、現金、銀行口座振込にて利用月の翌月20日まで事業者に支払うものとします。その場合の振込料については利用者負担とします。
- 4 事業者は、利用者又は代理人から利用料金を受領した時は、利用者に対し領収書を発行します。

(利用料金の変更)

- 第8条 前条第1項に定めるサービス利用料金について、介護保険法の改正又はその他の理由によるサービス利用料金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合、事業者は法令等改正後速やかに利用者に対し、改定の施行時期及び改定後の金額を通知し同意を得ます。
- 2 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

(事業者及びサービス従事者の義務)

- 第9条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関等へ連絡して、適切な措置を講じるものとします。

(守秘義務等)

- 第10条 事業者及びサービス従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する情報を正当な理由なく第三者に漏洩しません。尚、この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。
- 2 前項の規定にかかわらず事業所は、利用者に医療上緊急の必要性が生じた場合や他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、利用者又は代理人の同意を得た上で、その個人情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は利用者又は代理人に承諾を得ることによって利用者の写真、動画を学会発表、SNS、ホームページ等に掲載することができます。
- なお、契約時に包括的な同意を行う場合、個別案件ごとの承諾を得ることは不要となります。

包括的な掲載の承諾を行う

包括的な掲載の承諾を行わない

(利用者の権利)

- 第11条 利用者及び代理人は以下の権利を事業者に対して主張することができます。
- (1) 独自の生活暦を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持する権利
 - (2) 生活や介護サービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、及び主体的な決定が尊重される権利
 - (3) 安心感と自信を持てるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活する権利
 - (4) 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受ける権利
 - (5) 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受ける権利
 - (6) 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報が守られる権利
 - (7) 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行う権利

- (8) 暴力や虐待、及び身体的・精神的拘束を受けない権利
- (9) 生活や介護サービスにおいて、いかなる差別を受けない権利
- (10) 生活や介護サービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家又は第三者機関の支援を受ける権利

(施設利用に当たっての注意義務等)

第12条 利用者が、事業のサービスを受ける場合は、次のことに留意し、利用するものとします。

- (1) サービスの提供を受けようとする利用者は、サービスの利用の際に体調の異常や異変があれば、その旨を知らせるものとします。
- (2) 事業所の規則を遵守し、業務運営に支障をきたすような行為はしないものとします。
- (3) 管理者及び職員の指示に従うものとします。
- (4) 他の利用者に迷惑を及ぼす等、粗暴に亘る行為はしないものとします。
- (5) 原則として事業所およびその敷地内は、禁煙とし、職員の指示に従うものとします。
- (6) 利用者の過失等により、建物及び備品等を滅失、破損、又は汚損しないものとします。

(損害賠償責任)

第13条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者 に生じた損害について賠償する責任を負います。ただし、利用者に故意又は重過失が認められる場 合には、事業者は賠償責任の免除又は賠償額の減額をすることができます。

2 利用者は、故意又は重過失により、事業所の設備又は備品について通常の保守・管理の程度を超 える補修等が必要となったときには、その費用を負担するものとします。また、利用者は、利用者の 責に帰すべき事由により、事業者及びその職員並びに他の利用者の生命、身体、財産、信用に損害を 及ぼした場合には、その損害賠償の責任を負うものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第14条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号 に該当する場合には、事業者は賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が、サービスの提供を受けようとする時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者が、サービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げ ず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因し て損害が発生した場合
- (4) 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して 損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第15条 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火・洪水等の天災その他、自己の責に帰すべから ざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービス を除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約は終了します。

- (1) 利用者が、死亡した場合
- (2) 要介護認定の更新で、利用者の心身の状況が、自立又は、要支援と認定された場合
- (3) 利用者が他の介護療養施設等への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となった場合
- (4) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖し た場合
- (5) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (6) 事業者が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合

- (7) 第17条及び第18条に基づき、本契約の解約を通告し、予告期間が満了した場合
- 2 事業者は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(利用者の解約権)

第17条 利用者は事業者に対し、いつでも30日の予告期間において、本契約を解約することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

- (1) 第8条第2項により、本契約を解約する場合
- (2) 利用者が入院、病気の治療及びその他事由により30日以上事業所の利用が見込まれない場合
- (3) 事業者もしくはサービス従事者が、第10条に定める守秘義務に違反した場合
- (4) 事業者もしくはサービス従事者が、故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (5) 他の利用者が、利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

(事業者の解約権)

第18条 事業者は利用者に対し、次の各号のいずれかに該当する場合には、適切な予告期間において、本契約を解約することができます。ただし、事業者は、解約通告をするに当たっては、利用者に十分な弁明の機会を設けるものとします。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者による、第6条第1項から第4項に定めるサービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- (3) 利用者が入院、病気の治療及びその他事由により30日以上事業所の利用が見込まれない場合
- (4) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (5) 利用者や家族の社会通念を超えたとされる苦情やハラスメント行為等により、当事業所及び従業員の業務遂行に支障がでていると判断した場合（公的機関に相談を行い契約を解除させていただく場合があります。）

以下のような行為がありハラスメントと該当するとみなされる場合

- ・暴力または乱暴な言動、無理な要求（物を投げつける、刃物を向ける、手を払いのける等）
- ・セクシャルハラスメント（体を触る、手を握る、性的な卑猥な言動等）
- ・その他（個人の携帯番号を聞く、ストーカー行為等）

- (5) その他、本契約に違反した場合

(精算)

第19条 本契約が終了した場合において、利用者がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第12条第2項の原状回復の義務を、事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1か月以内に精算するものとします。

(相談・苦情処理)

第20条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者等からの相談・苦情等に対して、相談・苦情等を受け付ける窓口を設置して、適切に対応するものとします。

(合意管轄)

第21条 本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、高知地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び事業者は予め合意します。

(協議事項)

第22条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意を持って協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、事業者、利用者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

小規模多機能型居宅介護事業所 ケセラ介良 重要事項説明書

当事業所は、ご契約者に対して小規模多機能型介護を提供します。事業所の概要やサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを、次の通り説明致します。

< 事業者（法人）の概要 >

法人名	福の種株式会社
法人所在地	高知市潮見台一丁目2603番地
電話番号・Fax番号	(Tel) 088-856-8555
代表者氏名	代表取締役 木村徹
設立年月日	令和6年4月1日

< 事業所の概要 >

事業所名称	小規模多機能型居宅介護事業所ケセラ介良
事業所所在地	高知県高知市介良乙820-1
電話番号・Fax番号	(Tel) 088-821-8996 (Fax) 088-821-8997
管理者氏名	木村 徹
利用定員	29名
建物の構造	木造2階建て
介護保険指定事業所番号	3990101291
指定自治体	高知市

< 事業所の理念 >

介護者が、可能な限りその自宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通い・訪問・宿泊の形態で家庭的な環境と地域住民との交流のもと、必要な日常生活上の援助を行うことにより、要介護者の日々の暮らしの自立支援を行い、また要介護者の孤立感の解消および心身機能の維持向上並びに要介護者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

< 運営方針 >

- 1 当事業所において提供する小規模多機能型居宅介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨および内容に沿ったものとします。
- 2 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況・希望およびその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービスおよび宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、適切なサービスを提供します。
- 3 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境のもとで日常生活を送ることができるようサービスを提供します。
- 4 小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練およびその者が日常

生活を営むことができるよう必要なサービスを提供します。

- 5 小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者または家族に対し、サービスの提供等について理解しやすいように説明を行います。
- 6 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行うなど、登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供します。
- 7 利用者の自立支援に向けた要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行います。
- 8 提供する小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、結果を公表し常に改善を図ります。定期的な外部の者による第三者評価は行いません。

< 営業時間 >

(1) 営業日 年中無休

(2) 営業時間

①通いサービス (基本時間) 6 時 0 0 分 ~ 2 1 時 0 0 分

②宿泊サービス (基本時間) 2 1 時 0 0 分 ~ 翌 6 時 0 0 分

③訪問サービス (基本時間) 2 4 時間受付

※緊急時および必要時においては柔軟に通い、訪問および宿泊サービスを提供する。

< 利用定員 >

当事業所における登録定員は 2 9 人とする。

(1) 1 日に通いサービスを提供する定員は 1 5 人とする。

(2) 1 日に宿泊サービスを提供する定員は 5 人とする。

< 事業所の人員体制 >

職種	人員数	業務内容
管理者	1名以上	業務統括
計画作成担当者	1名以上	ケアプラン作成・相談等
介護職員	5名以上	介護業務全般
調理員	1名以上	食事提供
看護師	1名以上	健康管理全般 介護業務

< 設備概要 >

居室 (洋)	5部屋 (個室)	事務室	1個所
浴室	1個所	普通車 (車いす車両)	1個所
食堂・居間	1個所	普通車	1台
厨房	1箇所	軽自動車	2台
トイレ	2個所		

< 防災設備 >

スプリンクラー	館内全域	自動火災通報装置	
自動火災探知機		消火器	
非常用避難誘導灯			

< サービスの内容 >

1 食事

- 三食温かい家庭的な料理を提供します。
- 飲み込み等の状態に合わせて食事形態を変更します。
- 利用者の方と一緒に調理する際は安全、衛生面に留意します。

2 排泄

- 衛生面に留意して介助を実施します。
- オムツ使用者も可能な限りトイレでの排泄を手助けします。

3 入浴

- ゆっくり、のんびりくつろげる様、配慮して介助します。
- 保清に努め、皮膚の状態等の観察を行ないます。

4 健康管理

- 日々の血圧、体温等を記録して小さな変化に対応します。
- インフルエンザ・ノロウイルス等の集団感染防止に努めます。
- かかりつけ医との連携を行います。

5 生活支援全般

- 利用者との対話を重視して寄り添う姿勢で対応します。
- 利用者お一人おひとりの強みを見つけ自立支援を促します。
- 安全面に留意して事故や怪我なく過ごせる様、支援します。

< 緊急時の対応について >

- 1 急な発病・発作等の緊急事態が起きた際は、速やかに主治医又は協力病院等に連絡し、適切な措置を講じます。
- 2 事故や災害等が発生した際は、管理者及び利用者の家族等に緊急連絡し適切に対処すると共に必要な措置を講じます。
- 3 利用者が特に重篤と判断される場合は、家族等への連絡に関わらず救急対応を要請する場合があります。

< 事故発生時の対応 >

- 1 利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。
- 2 事故が発生した場合は、その事故の状況および事故に際して採った処置について記録します。
- 3 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

< その他留意事項 >

- 1 金銭管理について
現金等をご自身で管理される場合、高額所持はお控え下さい。
(事業所側での銀行通帳等の管理及び現金のお預かりは出来ません。)
- 2 病院受診について
原則的にはご家族で対応して頂きます。ご家族の都合や諸事情に考慮し、職員で対応させて頂くことも可能です。ご相談下さい。
- 3 入院について
ご入院されて30日(急性期治療期間の目安)以上が経過する、又はその可能性が高い

場合は一度利用を停止させていただきます。

4 喫煙について

施設内での喫煙は厳禁です。

< 高齢者虐待防止への取り組み >

当事業者は、入居する利用者の人権の擁護、虐待防止等に関して下記の通り必要な措置を講じます。

- 1 事業所内外研修を通じ、職員の人権意識向上や知識、技術習得に努めます。
- 2 個別支援計画等の作成など適切な支援の実施に努めます。
- 3 職員が支援にあたっての悩みや苦勞を共有し、職員の権利擁護にも努めます。

< 身体拘束廃止に関する取り組み >

事業所は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身

の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

< 看取りに関する指針 >

I . 看取りに関する考え方

看取り介護とは、近い将来死に至ることが予見される方に対し、その身体的・精神的苦痛、苦悩をできるだけ緩和し、死に至るまでの期間、その方なりに充実し、かつ納得して生きることができるよう援助することであり、利用者様の尊厳に十分配慮しながら終末期の介護についておこなうことと考えます。

II . 看取り介護の視点

当事業所での看取り介護は、利用者様またはご家族に対し、以下の内容を理解を得ます。

①当事業所の医療体制への理解

- ・ 常勤医師の配置がないこと。
- ・ 常勤看護師の配置がなく、看護師は緊急時の連絡により駆けつけるオンコール体制であること。

②病状の変化などに伴う緊急時の対応については主治医との連絡をとり判断します。夜間においては夜勤者が夜間緊急連絡体制に基づき主治医・看護師と連絡をとって緊急対応します。

4 ご家族との24時間の連絡体制が確保されていること。

④看取りの介護が発生する場合はご家族の同意を得ること。

III . 看取り介護の具体的方法

①看取り介護の開始時期

看取り介護の開始については、主治医により一般に認められている医学的知見から判断して回復の見込みがないと判断し、かつ医療機関での対応の必要性が薄いと判断された対象者につき、主治医より利用者様またはご家族にその判断内容を説明し終末期を当事業所で介護を受けて過ごすことを希望された場合に看取り介護に関する計画を作成し実施します。

②主治医よりの説明

i) 主治医が①に示した状態で、看取り介護の必要性があると判断した場合、管理者を通じ、当該利用者様のご家族に連絡をとり、日時を定めて主治医よりご家族へ説明を行います。この際、当事業所で出来る看取りの体制を示します。

ii) この説明を受けた上で、ご家族は利用者様が当事業所で看取り介護を受けるか、医療機関に入院するか選択することが出来ます。医療機関入院を希望する場合は、入院に向けた支援を行い

ます。

③看取り介護の実施

i) 家族が当事業所内で看取り介護を行うことを希望した場合は、計画作成担当者は、職員と協働して看取り介護の計画を作成します。

ii) 看取り介護を行う際は、定期的にご家族へ状態説明を行います。

iii) 当事業所の全職員は、利用者様が尊厳を持つ一人の人間として、安らかな死を迎えることが出来るように、利用者様またはご家族の支えともなり得る身体的、精神的支援に努めます。

iv. 看取り介護に係る費用

看取り体制連携加算を実施した場合の費用については以下の<利用料金について>「③加算等」に記載の通りです。

<業務継続計画の策定について>

事業所は感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を定期的実施します。

事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

<利用料金について> (自己負担割合が1割の場合)

1 介護保険自己負担額 基本利用料金 (自己負担割合が1割の場合)

介護度区分	1ヶ月当たりの負担額
要介護1	10,458 円
要介護2	15,370 円
要介護3	22,359 円
要介護4	24,677 円
要介護5	27,209 円

2 短期利用(登録利用者以外の利用)

	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
短期利用居宅介護(日)	572	640	709	777	843
サービス提供体制強化加算I	25				
サービス提供体制強化加算II	21				

3 加算等 1単位は10円

加算名	1日当たりの負担額	1ヶ月(30日)当たりの負担額	概要
初期加算 短期利用の場合 は算定せず	30単位	900単位	小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として左記のとおり加算分を算定します。30日を超える入院後に再び利用を開始した場合も同様です。
認知症加算 (I・II・III・IV) 短期利用の場合 は算定せず		(I) 920単位 (II) 890単位 (III) 760単位 (IV) 460単位	(I) ・認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度III以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を

			<p>加えて得た数以上配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合 ・ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催 ・ 認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施 ・ 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定 <p>(Ⅱ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置 ・ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合 ・ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催 <p>(Ⅲ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活に支障を来すおそれのある症状・行動が認められることから、介護を必要とする認知症の利用者(主治医意見書における認知症日常生活自立度がⅢ以上)の方に、左記のとおり加算分を算定します。 <p>(Ⅳ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護2に該当し、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、周囲の者による注意を必要とする認知症の利用者(主治医意見書における認知症日常生活自立度がⅡ)の方に、左記のとおり加算分を算定します。
若年性認知症利用者受入加算 短期利用の場合は算定せず		800単位	若年性認知症利用者に対して、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合には、若年性認知症受入加算として、左記のとおり加算分を算定します。
看護職員配置加算 短期利用の場合は算定せず		(Ⅰ) 900単位 (Ⅱ) 700単位 (Ⅲ) 480単位	<p>(Ⅰ) 常勤かつ専従の看護師を1名以上配置している場合、左記のとおり加算分を算定します。</p> <p>(Ⅱ) 常勤かつ専従の准看護師を1名以上配置している場合、左記のとおり加算分を算定します。</p> <p>(Ⅲ) 常勤換算方法で1以上の看護師を配置している事、定員超過利用または人員基準欠如減算の適用を受けていない場合、左記のとおり加算分を算定します。</p>
口腔・栄養スクリーニング加算		20単位 (6月に一度)	<p>下記に該当する場合に加算分を算定します。</p> <p>当該事業所の従業者が利用開始時及び利用中6か月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報を当該利用者を担当するケアマネジャーに提供していること。</p> <p>当該事業所の従業者が利用開始時及び利用中6か月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善</p>

			に必要な情報も含む)を当該利用者を担当するケアマネジャーに提供していること。
科学的介護推進体制加算		40単位	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の入所者の心身の状況等の係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、(イ)に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
訪問体制強化加算 短期利用者の場合は算定せず		1000単位	・ 訪問サービスを担当する常勤職員を2名以上配置していること。 ・ 事業所における1月あたり延べ訪問回数が200回以上であること。
総合マネジメント体制強化加算 (短期利用の場合は算定せず)		(Ⅰ) 1,200単位 (Ⅱ) 800単位	(Ⅰ) IIに加え、次のiiiに掲げる基準のいずれにも適合し、且つiii~viのいずれかが1つ以上に適合する場合左記の加算分を算定します。 i 日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。 ii 必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。 iii 地域住民との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。 iv 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっていること。 v 地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。 vi 市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること。 (Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合する場合に左記の加算分を算定します。 ・ 個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化に踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協同により、随時適切に評価すること。 ・ 地域における活動への参加の機会が確保されていること。
サービス提供体制強化加算		(Ⅰ) 750単位 (Ⅱ) 640単位	(Ⅰ) は介護福祉士が70%以上配置されている場合、(Ⅱ) は介護福祉士が50%以上配置されている場合に、左記のとおり加算分を算定します。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数× (Ⅰ) 14.9% (Ⅱ) 14.6% (Ⅲ) 13.4%		処遇改善加算の区分ごとの要件(下記の算定要件の番号に対応) (Ⅰ) 下記全て (Ⅱ) 下記

	(IV) 10.6%	<p>(1) (2) (3) (4) (6) (7) (8) (III) 下記(1) (2) (3) (6) (7) (9) (IV) 下記(1) (2) (6) (7) (9)</p> <p>■ キャリアパス要件</p> <p>(1) 介護職員の職位、職責、職務内容に応じた任用の要件などを定め、それに応じた賃金体系を整備する。</p> <p>(2) 介護職員の資質向上の目標や具体的な計画を策定し、それに沿った研修の機会を確保する。</p> <p>(3) 経験や資格に応じて昇給する仕組み、または一定の基準で定期的に昇給を判定する仕組みを設ける。</p> <p>(4) 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金額が年額440万円以上であること。 ※ 小規模事業所で加算が少額な場合などは適用免除。</p> <p>(5) サービス類型ごとに一定割合以上の介護福祉士などを配置していること。 ※ サービス類型ごとに特定事業所加算、サービス提供体制強化加算、入居継続支援加算などの算定が必須。</p> <p>■ 月額賃金改善要件</p> <p>(6) 新加算(IV)の加算額の2分の1以上を、基本給が毎月支払う手当に充てる。</p> <p>(7) 前年度と比較して、現行のベースアップ加算の加算額の3分の2以上を用い、基本給が毎月支払う手当の引き上げを行う。 ※ 現行のベースアップ加算を未算定の場合のみ適用。</p> <p>■ 職場環境等要件</p> <p>(8) 6つの区分ごとにそれぞれ2つ以上取り組む。ただし生産性向上は3つ以上、うち一部は必須。実施した取り組みの内容を情報公表システムなどで具体的に公表する。</p> <p>(9) 6つの区分ごとにそれぞれ1つ以上取り組む。ただし生産性向上は2つ以上必要。</p>
☑生産性向上推進体制加算	(I) 100単位 (II) 10単位	<p>(I)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (II)の要件を満たし、(II)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。 ・ 見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 ・ 職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用など)の取組等を行っていること。 ・ 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。 <p>(II)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ・ 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し

		<p>ていること。</p> <p>・ 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。</p>
<input checked="" type="checkbox"/> 看取り連携体制加算	<p>1日あたり64単位 (死亡日を含めて30日を上限とする)</p>	<p>次に掲げる要件のすべてに適合すること</p> <p>①医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること</p> <p>②看取り期における対応方針に基づき、登録者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等登録者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者であること</p> <p>③看護師により24時間連絡できる体制を確保していること</p> <p>④看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録者又はその家族等に対して、看取り期の対応方針の内容を説明し、同意を得ていること</p> <p>看護職員配置加算(1)を算定していること</p>

<月額介護保険外費用>

項目	費用額	概要
食費	1,700 円(日額)	朝食500円 昼食550円 夕食650円
おやつ代	150円(日額)	
居室使用料	2,000 円(日額)	

<その他の自己負担費用>

上記以外に日常生活をおくる上で必要と思われる費用に関しては、実費にて徴収させていただきます。徴収の際は都度、本人又は家族に確認を取ります。

【想定される徴収項目】

- おむつ代
- 健康管理費用(予防注射等)
- 嗜好品
- 被服費
- 娯楽費(外食代・希望して参加する創作活動の材料費等)

<お支払い方法>

利用料金のお支払いについては、自動引落とし、銀行振込にて対応させていただきます。

利用料金の精算方法は全て月末締め翌月12日を目安に請求書を発行致し、26日頃に指定口座から引落としとなります。振込又は現金にてのお支払いは、請求書が届き次第20日までにしてお支払い下さい。

<虐待防止に関する事項>

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

③その他虐待防止のために必要な措置

また、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

担当窓口	戸梶 奈那	088-821-8996
------	-------	--------------

<ご意見・苦情に関して>

当事業所利用にあたって、サービスに関する利用者及びご家族等からの苦情やご要望、ご相談等は、下記により受け付けています。

【小規模多機能型居宅介護事業所 ケセラ介良内】

苦情受付担当者	戸梶 奈那	088-821-8996
苦情解決責任者	木村 徹	088-821-8996

【その他の受付機関】

高知市介護保険課	088-823-9972
国民健康保険団体連合会	088-820-8400

<その他>

- 1 利用者や家族の社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為等により、当事業所及び介護支援専門員の業務遂行に支障がでてしていると判断した場合は公的機関に相談を行い契約を解除させていただく場合があります。
- 2 以下のような行為がありハラスメントと該当するとみなされる場合、契約を解除いたします。
 - ・暴力または乱暴な言動、無理な要求（物を投げつける、刃物を向ける、手を払いのける等）
 - ・セクシャルハラスメント（体を触る、手を握る、性的な卑猥な言動等）
 - ・その他（個人の携帯番号を聞く、ストーカー行為等）
- 3 提供する小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、常に改善を図ります。定期的な外部の者による第三者評価は実施しません。

附則 この重要事項説明書は令和3年10月1日から施行する。

令和6年6月1日 <月額介護保険外費用>食費（朝食）変更

個人情報利用目的について

利用者及び利用者の家族の個人情報の利用については、下記により、必要最小限の範囲で

利用します。

1. 使用目的

- (1) 利用者が、介護サービスの提供を受けるにあたり、担当者と介護サービス事業者等の中で開催されるサービス担当者会議等において、利用者の状態を把握するために必要な場合。
- (2) 上記(1)の他、担当者又は介護サービス事業者との連絡調整のため必要な場合。
- (3) 居宅介護事業所との引き継ぎに必要な場合。
- (4) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、利用者が病院等への受診又は入院の際、医師や看護婦等に説明する場合。
- (5) 警察・消防などへの緊急連絡が必要な場合。

2. 使用する期間

利用契約書第2条の契約期間と同じ。

(但し、生命の危機などの緊急の場合は、契約期間を過ぎても使用することがあります)

3. 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、使用目的に記載する目的の範囲内で必要最小限で使用するものとし、情報提供の際は、関係者以外の者にもれることのないよう細心の注意を払います。
- (2) 事業者は、個人情報を使用した会議・相手方・個人情報利用の内容等について記録します。

小規模多機能居宅介護の提供開始に際し、利用者に対して本書面に基づいて契約書及び重要事項の説明を受け同意、併せて個人情報利用の同意を証するため、本書を2通作成し、利用者及び事業所双方が記名の上、各1通保管するものとする。

令和 年 月 日

事業所

所在地 高知県高知市介良820-1

名称 小規模多機能型居宅介護 ケセラ介良

説明者 _____

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

利用者は、心身の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代理人 住 所 _____

代理人氏名 _____ (続柄)

利用者の家族の代表 (個人情報使用の同意)

住 所 _____

氏 名 _____ (続柄)

